

第1回 技術検定不正受検防止対策検討会

令和2年8月4日

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回技術検定不正受検防止対策検討会を開催させていただきたいと思っております。委員の皆様方には、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。座長に議事をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます建設業課建設業技術企画官の石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、お手元に配付させていただきました資料の一覧につきましては、議事次第に記載しております。不足がないかご確認いただければ幸いです。報道機関の皆様、冒頭のカメラ撮りは議事に入る前までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、傍聴につきましては、議事4「資料説明」までとし、その後の意見交換以降は非公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、国土交通省不動産・建設経済局長の青木からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

青木局長 国土交通省の不動産・建設経済局長の青木でございます。会議の開催に当たりまして、冒頭にご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日ごろから、国交省の行政、とりわけ建設業関係の行政につきまして大変ご協力をいただいております。そして、このたびは発足いたします新たな検討会にも、大変お忙しい中、委員にご就任いただきまして、また本日出席を賜っておりますことを厚く御礼申し上げたいと思っております。

ご案内のとおり、建設業法という仕組みは建設工事の品質を確保する大変重要な法律ですが、その中核的な制度として技術者制度というのがあるわけです。いわば技術者というのは、現場で、工程とか安全とか品質、そういったさまざまな管理を行う責任を持っている。もちろん、それにふさわしい経験とスキルを持っていなければならないということでございます。そういったものを担保するために、建設業法では技術検定という制度を仕組みとして長年運用してきて、これは一定程度、我が国の建設工事の品質確保、安全確保、こういったことに寄与してきたと思っております。ある意味、私ども行政の力だけではなくて、学の方々、あるいは実際の業に当たっていただいている方々みんなで支えてきた制度と思っております。

ただ、一方で、こうした中、後ほどまた説明させていただきますけれども、今般、複数の企業で、実務経験に不備があるにもかかわらず社員が技術検定を受検し、不正に資格を取得する事態、これが連続して起きてしまったということは極めて遺憾なことと思っております。もちろん個別の企業には責任を持って再発防止

策を講じていただいているところですが、本日皆様方に検討をお願いするというゆえんは、今回こういった不適切な事例が続いたということについて、ある種の構造的な問題はないのか、あるいは不正を防止する上での新しい視点、手法、こういったことを考える余地はないのか、こういった問題意識でございます。

国交省としては、今後こういった事態が二度と起こらないように、そして先ほど申し上げた建設業の品質確保、安全確保、こういったレベルをさらに国民の皆様方の信頼に応えられるような仕組みに発展させていく、こういったことを考えまして、この検討会を設置して再発防止策を検討していこうということをご提案するものでございます。

委員の皆様方におかれましては、ぜひとも専門的な知見、これまでのご経験、こういったものを踏まえて忌憚のないご意見をいただくことをお願い申し上げまして、冒頭、私からのご挨拶とさせていただきたいと思っております。本日はよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。五十音順でご紹介させていただきたいと思っております。

最初に、一般社団法人全国建設業協会協議員（建設生産システム委員会委員）の伊田登喜三郎委員でございます。なお、伊田委員につきましては、本日はウェブでの参加となっております。よろしくお願ひいたします。

続きまして、工学院大学副学長・建築学部建築学科教授の遠藤和義委員でございます。

遠藤委員 遠藤でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局 厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官の釜石英雄委員でございます。

釜石委員 釜石です。よろしくお願ひいたします。

事務局 一般社団法人日本建設業連合会常務執行役の北内正彦委員でございます。

北内委員 北内です。よろしくお願ひいたします。

事務局 日本大学危機管理学部教授、木下誠也委員でございます。

木下委員 木下です。よろしくお願ひいたします。

事務局 上智大学法学部教授、楠茂樹委員でございます。

楠委員 楠です。よろしくお願ひいたします。

事務局 一般社団法人日本空調衛生工事業協会副会長の芝一治委員でございます。

芝委員 芝でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局 一般社団法人日本電設工業協会技術・安全委員会副委員長の田中日出男委員でございます。

田中委員 田中です。よろしくお願ひいたします。

事務局 公認会計士・税理士の丹羽秀夫委員でございます。

丹羽委員 丹羽です。よろしくお願いいたします。

事務局 弁護士の野下えみ委員でございます。

野下委員 野下でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 京都府建築施工管理技士会会長の藤原正秀委員でございます。なお、藤原委員につきましてもウェブでの参加となります。よろしくお願いいたします。

一般社団法人建設電気技術協会理事の吉田哲也委員でございます。

吉田委員 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 また、本日はご欠席されておりますが、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会理事の渡邊隆様にも委員にご就任いただいております。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして規約のご説明に入らせていただきたいと思います。それでは、資料1を事務局より説明させていただきます。

事務局 それでは、事務局より説明させていただきます。資料1をごらんいただければと思います。

まず名称は「本会は、「技術検定不正受検防止対策検討会」と称する」ということでございます。

目的、第2条ですが、「検討会は、施工管理技術検定試験における実務経験の不正受検等の事案について、受検プロセスにおける課題を把握した上で、講ずべき防止対策の検討を行うことを目的とする」とございます。

次に、一つ飛ばしまして、会議、第4条。最初のところですが、「検討会は、委員の二分の一以上の出席をもって成立とする」ということです。一つ飛ばしまして、三つ目です。「検討会の議事は、不正受検防止の観点から原則非公開とするが、座長の判断により一部あるいは全てを公開することができる」。4として、「検討会資料は、国土交通省ホームページにおいて公開することを原則とする。ただし、不正受検防止の観点から、座長が認める場合に、資料の全部又は一部を非公表とすることができる」。

事務局につきましては、「検討会の事務局は、国土交通省総合政策局公共事業企画調整課及び不動産・建設経済局建設業課に置く」ということです。

次のページですが、検討会の委員のメンバーが掲載されております。なお、指定試験機関にオブザーバーとして参加していただいております。規約としては以上でございます。

事務局 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思います。伊田様、藤原様、いま聞こえていますでしょうか。——すみません、ウェブのほうはちょっと聞こえてないようですので、つながり次第、また確認したいと思います。規約につきましてはよろしいでしょうか。——はい。

それでは、本検討会の規約についてはご了承いただいたものとして、決定ということにさせていただきたいと思います。

それでは、あらかじめ打診させていただきましたが、今回の検討会を進めるに当たりまして、遠藤委員には検討会における座長をお願いしております。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、遠藤委員様からご挨拶をお願いしたいと思います。

遠藤座長 改めまして、遠藤でございます。よろしくお願いたします。私も大学で建築の施工のほうを授業で教えているんですけども、それと国交省さんのほうでやっておられる建築施工管理技術検定委員会の委員と座長をここ何年かやらせていただいているということで、今日は非常に強い関心を持って参りました。まとめ役と進行役を仰せつかって責任重大だと思っております。

今回、私の学生たちも実際に就職している複数の企業において、社員の方が、実務経験に不備があるにもかかわらず、技術検定を受検して不正に資格を取得するといった事態が生じております。今後このような事態を防止するために、虚偽の申請を抑止し、審査方法の改善をいかに図っていくかが課題であると認識しております。

本検討会は、学識者を初め、技士会、業界団体といったさまざまな立場の方にご参加いただいております。皆様のご知見をおかりしながら、実りのある議論ができればと考えております。忌憚のないご意見を積極的にいただけますようお願いいたします。私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、報道機関の皆様におかれましてはカメラ撮りはこれまでとさせていただきますので、これ以降のカメラ撮りはご遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行は遠藤座長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

遠藤座長 それでは、お手元の議事次第に基づきまして、議事に入らせていただきます。

初めに「実務経験不備事案の概要について」から「今後の進め方について」まで順次ご説明いたします。ご意見、ご質問につきましては、「今後の進め方について」まで説明をいただいた後で、まとめて時間をとりたいと思っております。それまでは資料の説明を一括して国土交通省よりお願いできますでしょうか。よろしくお願いたします。

事務局 それでは、私から資料の説明をさせていただきます。まず資料2をごらんください。「実務経験不備事案の概要について」ということですが、めくっていただきまして1ページでございます。こちらは、規約でも説明させていただきましたが、本検討会の目的について取りまとめているものでございます。一番下の括弧(枠)になりますが、不正受検等の防止対策としまして、実務経験の不備等の原

因について、受検プロセスに応じた防止対策を検討していくこと、また、検討会での検討・審議内容を踏まえ、防止対策をとりまとめた「提言」を公表するということで考えております。

その次、2ページになります。こちらは「技術者の役割」、技術者の意義について記載しているものです。真ん中あたりに書いてありますが、「建設業者が組織として有する技術力」「建設業者に属する技術者が個人として有する技術力」ということで、技術者につきましては、まず会社としての技術力と、個人としての技術力、これが相まって適正かつ生産性の高い施工の確保を発揮していくことで、高い技術力を有する技術者を工事現場に配置するというところで考えているところです。

続きまして3ページです。技術者の役割についてということでございます。まず監理（主任）技術者の設置についてですが、建設業者につきましては、「建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するために、請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該建設工事について一定の資格を有する監理（主任）技術者を配置して施工の技術上の管理を行うことが求められている」とあります。

まず主任技術者ですが、①の赤い枠のところをごらんいただければと思いますが、建設業者につきましては、「建設業者は、元請・下請、請負金額に係わらず、「主任技術者」を配置しなければならない」と建設業法では規定しております。次に監理技術者ですが、下のほうの赤い枠を見ていただければと思いますが、発注者から直接請け負った元請の建設業者につきましては、「元請の建設業者は、下請請負金額の合計が4千万円（建築工事業の場合は6千万円）以上の場合、「監理技術者」を配置しなければならない」と規定しています。

その次、4ページになりますが、こちらは監理技術者等の配置要件を記載したものでございます。こちらの表1-1をごらんください。細かくいろいろ資格要件などを記載させていただいておりますが、まず右側の主任技術者をごらんいただければと思います。主任技術者につきましては、資格要件として、1級もしくは2級の国家資格、施工管理技士などの国家資格者、あるいは実務経験者を置くということ。なお、主任技術者については、大学卒であれば3年以上、高校卒業後、指定学科であれば5年以上（の実務経験）ということ課しているところでございます。

また、左側ですが、監理技術者につきましても、1級の国家資格者ということで、1級の施工管理技士を初めとした国家資格のある者、もしくは実務経験者ということで、こちらは「主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者」ということで規定しております。ただ、監理技術者につきましては、実務経験者のところに「指定建設業を除く」ということで、表の下のところに※（星印）で記載

しておりますが、指定建設業として、土木工事業とか建築工事業、また電気工事とか管工事のような各工事業、こちらにつきましては実務経験者は除かれておりまして、あくまでも国家資格者のみ監理技術者と規定しているという状況です。

次に5ページになります。こちらにつきましては営業所専任技術者の規定になります。先ほどの工事現場ごとに置く監理技術者あるいは主任技術者のほかに、営業所にも技術者を配置するというのを建設業法では求めております。その内容としましては、建設業法において、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者の保護をするということ（等）を目的として、建設業の許可の要件として、営業所ごとに（専任の）技術者の配置を義務付けているというものでございます。

その要件は一般建設業と特定建設業によって異なっていますが、下のほうを見ていただければと思いますが、表1-2です。まず左のほう、一般建設業ですが、契約額が500万円以上、軽微な工事を除いては一般建設業の許可が必要と規定されています。また、右側の特定建設業ですが、そのうち発注者から直接請け負った工事について、下請業者の総額が4000万円以上の場合には特定建設業の許可が必要ということになります。こちらで置く営業所専任技術者の配置要件ですが、右側書いてありますが、特定建設業の場合については監理技術者と同じ、一般建設業の場合は主任技術者と同じというような要件になっています。

その次、6ページになります。先ほど監理技術者の（資格）要件として1級の国家資格者と説明させていただきましたが、国家資格のうち1級と2級の施工管理技士については、建設業法の中で必要な実務経験を定めているというところがございます。いわゆる技術検定というものです。表として、上が1級の受検資格、下が2級の受検資格となります。1級の受検資格では、例えば大学の指定学科であれば卒業後3年以上の実務経験を受検のために求めているところがございます。また、2級につきましては、大学の指定学科であれば卒業後1年以上、高校の指定学科であれば卒業後3年以上などの実務経験を求めています。

なお、1級の受検資格につきましては、実務経験の年数のうち、指導監督的な立場での実務経験1年以上というのが必要だということで要件を課しているところがございます。指導監督的立場につきましては、1級の枠の下のところの※の2と1、小さくて見にくくて申しわけありませんが、例えば「現場代理人、主任技術者、工事主任、施工監督等の立場で、部下や下請け業者等に対して、工事の技術面を総合的に指導・監督した経験を指す」と決めてございます。

7ページになります。技術検定の受検ですが、実務経験の対象となる工事の中でその職務と立場というものが決められております。まず職務につきましては、「施工に直接的に関わる技術上のすべての職務経験」ということを指しているということで、それぞれの立場で職務が定められている。立場につきましても、「施工に直接的に関わる技術上の管理をつかさどる立場」ということで定められてお

ります。

具体的にはといいますと、①②を順にごらんいただければと思います。まず職務等ということですが、大きく三つです。まず一つ目として、受注者として施工を指揮・監督した経験ということで、いわゆる工事監督のような形とか、工事の作業従事者としての経験。二つ目として、発注者側における現場監督、技術者等としての経験。三つ目として、設計者等による工事監理の経験です。これについては、工事の着工前の設計とか発注のための設計ということではなく、実際に工事が発注されてからの工事期間内の工事監理の経験ということで定めております。こちらにつきましては補助者としての経験も含まれるとしています。

また、実務経験として認められる従事した立場でございますが、こちらにつきましては、施工管理であれば工事主任とか現場代理人等の立場、施工監督、発注者の立場での発注者側の監督員、また設計監理であれば工事監理等ということでございます。

次に8ページ。次に、実務経験として認められる工事種別・工事内容等ということで、こちらは具体的な工事種別や工事内容について記載しています。こちらは、まず土木工事の中で認められる例になっております。ちょっと細かくて見にくくて申しわけありませんが、ポイントとしましては、いわゆる土木であれば一般的な土木工事と言われるものが主な内容になっております。ただ、右側で例えば建築工事においても、ここでは「杭工事」と書いてありますが、一部、土木以外の工事でも内容としては土木工事として認められるものについては実務経験として認めているというところでございます。

こちらにつきましては、参考資料の「受検の手引」というキングファイルがあります。こちらの「受検の手引」にも各工事の経験として記載しているところでございます。例えば一つ目の1級土木の令和2年度の「受検の手引」ですと、12ページに記載してあります。

次の9ページは、今度は土木の中では認められない工事種別・工事内容等ということでございます。認められないものについては、左を見ていただければわかりますが、基本的には土木工事以外の工事と言われるものが主なものです。ただ、土木工事の中でも例えば道路工事での路面清掃作業とか、内容によっては認めていないものもございます。右側のほうですが、業務の内容や立場、例えば設計とかの業務や営業等の業務、研究、教育など、また立場みたいなもので認められないものについても明記させていただいているところでございます。

次に、10ページ、11ページ、こちらは建築工事でございます。基本的には土木工事と同じで、認められる工事、認められない工事ということで規定させていただいています。

次に12ページをごらんください。こちらは受検要件としての実務経験の扱い

ですが、原則として検定7種目の工事の経験を重複して申請することはできないとしております。

左側のところですが、下の図を見ていただければと思います。例えば土木工事を1月から6月まで実施している、建築工事を5月から9月まで実施しているという、その方の経験の工事が重複しているという場合には、いずれかの工事のみとさせていただいているところがございます。例としましては、例えば5月が土木工事、6月は建築工事という形で、重ねて申請することはできないということにしております。

なお、どちらにも申請するという場合には、混在している場合は従事割合に応じて案分して計上していただくことにしております、いずれにしても期間の重複は認められていない状況になっております。

また、右側のほうは建築一式工事における電気工事の扱いになっていますが、一番下の赤いところですが、例えば元請に電気工事業の許可がなく、下請に電気工事を施工させている場合は、元請のほうは許可がないということで、電気工事の実務経験としては認められないというふうにしていただいております。

次は13ページになりますが、実務経験の証明です。こちらが実際の履歴票になりますが、実務経験を受検者が証明する場合は、所属企業による証明の押印と、受検者自らによる誓約の押印ということで信頼性を担保しているところがございます。

こちらにつきましては、参考資料のほうを見ていただいて、キングファイルの二つ目のカテゴリーのところに履歴票、実務経験証明書と書いております。これの1ページ目が1級土木の施工管理技術検定の受検申請書になっております。こちらとあわせて見ていただければと思います。

まず、一番下のところにつきましては実務経験に関して受検者による誓約の印を求めています。実際に従事した工事内容とか、勤務先の所属とか、そういうところを含めて、上のほうにA-3の右側にありますが、こちらで現在所属する企業による証明というものを求めておまして、こちらの証明を行うことによって実際に実務経験として認めているところがございます。

次、14ページになりますが、こちらからは今回幾つか起きた実務経験不備の事案の概要ということで紹介させていただきます。まず大和ハウス工業(株)ですが、こちらにつきましては、実務経験不備の方が357名、今回見つかったということです。実務経験に不備があった社員の方につきましても、主任や監理技術者として16現場に配置されていた、また専任技術者として4営業所に配置されたということが報告がされております。こちらにつきましては、結果的には工事目的物の施工品質自体には問題がないということを確認はされているという状況です。

15 ページになりますが、こちらが実務経験不備事案の概要ということで、経緯でございます。発端としましては、(実務経験証明について) 疑問を呈する社員の内部通報があったということで、それで調査を開始して、その結果が国交省に報告があった。国交省はそれに対して、きちんと調査をするようにということで、特に外部の者による調査も求めています。それを受けて、外部調査委員会を大和ハウス工業(株)が令和2年1月に設置して調査を行い、4月にその結果を受領ということで国交省に報告があったというところでございます。こちらにつきましては、今後、合格取り消しとか受検禁止といった措置を講じていく形になります。

その要因というか背景ですが、16 ページの左側を見ていただければと思います。資格取得に対する推進方針と書いてありますが、資格取得と人事制度を結びつけて実際に資格の取得を奨励していたということです。もちろんそれ自体に問題があるということではありませんが、特に報告書の中では、複数の資格取得を管理職への昇格の要件にしており、会社の中でかなりそのような形で資格取得自体が目的化していたという状況が報告されております。

また、社内体制の不備につきましても、実際に資格取得を奨励していながら、社内のフォローの体制とかチェックの体制は不十分であったということでございます。

さらに、受検者、証明者については、「受験の手引」を精読しておらず、実際あまり条件を把握せずに受検を申請した方もいらっしまったという状況です。

次の17 ページになりますが、西武建設(株)、西武造園(株)です。こちらも、今回、不備があったということで報告を受けたところです。こちらにつきましては社員の方 65 名ということで、3現場の監理技術者として配置、3営業所において専任技術者として配置されていたという状況でございます。

次の18 ページは経緯ですが、西武建設(株)、西武造園(株)につきましては、社内調査を行った結果、不備が発覚したということで国交省に報告があったということでございます。国交省からは第三者委員会を設置して調査を行うようにということで、現在、西武建設(株)、西武造園(株)において調査を実施している状況です。

次の19 ページですが、こちらは要因ということです。二つ目のところは実務経験期間の不足ということで、実際には計上できない工種とか研修期間を実務経験として申請していた、あるいは実務経験期間の重複が要因としてあるということでございます。

次の20 ページです。水道機工(株)ですが、こちらについても不備が発覚したということです。こちらも今現在、第三者委員会を設置して調査をしている状況であり、こちらについては新聞でも報道されたという状況でございます。

次の 21 ページはこれまでの(実務経験不備の)パターンのまとめになります。主に三つです。一つ目としては実務経験が認められない工事の経験を申告していたところ。二つ目としては実務経験の重複がある申請をしていた。三つ目としては、下請に工事を出している場合の実務経験というところで、元請として許可を有していない中で実務経験として申請しているということでございます。

その次の 22 ページになりますが、こちらもまとめになります。これは大和ハウス工業(株)の例になりますが、資格取得の推進、例えば③であれば、他の1種類の資格取得も幹部昇格の要件にするとか、そういうところで実際に資格を取得すること自体が目的化していたという状況があるということです。

それに対しての国交省の対応でございますが、23 ページを見ていただければと思います。まず、令和2年度、今年度の受検者に対しては、この黄色い紙になりますが、申込用紙等にあわせて、注意喚起のチラシを同封して再発防止を図っているところです。24 ページも同様の内容でございます。

その次の 25 ページになります。業界団体の方にも通知し注意喚起をさせていただいております。こちらは4月17日付ということで出させていただいております。実務経験不備の原因とか、実務経験不備の対策の例示ということで事例を紹介させていただいた上で、関係業界団体の方に、実務経験不備の原因とか再発防止策の周知を各会員の方にしていただきまして、実務経験証明書のチェック体制を強化することをお願いしたところでございます。また、今後、建設業法に基づく立入検査の対象とするということで明記させていただきました。

その立入検査の内容ですが、26 ページになります。建設業法法令遵守推進本部の令和2年度の活動方針で、立入検査の内容に、技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業を対象として調査をすることを盛り込ませていただいたところです。これまでは実務経験の関係については特に立入検査の対象とはなっていませんでしたが、今回、対象として今後実施していくということです。資料2については以上でございます。

引き続き、資料3について説明させていただきます。「技術検定制度における実務経験の意義について」ということですが、こちらにつきましては内容が重複しているものもありますので、ポイントのみ説明させていただきたいと思います。

まず2ページです。こちらは現場代理人と監理技術者の関係ということで示しております。監理技術者は現場の中では施工の技術上の管理を統括するというところで、施工計画、工程管理、品質管理等の職務を行うことになっております。

次に4ページをごらんいただければと思います。こちらは監理技術者等の配置のイメージを示したものでございます。監理技術者につきましては元請の一定金額以上ということです。主任技術者につきましては、元請、下請に対し配置を求めているところでございます。

次に5ページです。こちらは技術者制度の変遷ということで記載しているものです。昭和24年に主任技術者の設置が義務付けされましたが、その後、昭和46年に、不良不適格業者による粗悪工事とか、また下請保護等の強化ということで、下請金額が一定金額以上の工事には、より経験・能力の高い監理技術者の設置を義務付けたところがございます。また、昭和62年には、監理技術者の中で、指定建設業につきましては技術水準が高度で客観的に確認できる国家資格者に限定するというので、制度を変えさせていただいている状況です。

次に6ページです。こちらは、監理技術者と主任技術者の職務の内容の詳細を記載させていただいているものです。左側、右側、監理技術者、主任技術者ともに、施工計画の作成、工程管理、品質管理といった内容は、監理技術者については工事全体、主任技術者については請け負った範囲というところがございます。監理技術者であれば、例えば工程管理の中の下請間の工程調整が追加になっているところがございます。

次に7ページ、8ページは法令上の技術検定の位置付けということです。これは、法令上どういうふうにかかれていたかというのを、営業所専任技術者と、監理技術者、主任技術者について記載しているものでございます。詳細については割愛させていただきます。

その次の9ページですが、こちらについては、29業種、建設業法上の監理技術者、主任技術者の配置要件を示したものになります。オレンジ色で塗られているところは監理技術者もしくは主任技術者の資格となるもの、また、黄色については主任技術者の資格となるものということでございます。例えば1級の土木施工管理技士であれば、土木一式、とび・土工、石工事、鋼構造物、ほ装などの監理技術者、主任技術者になれるというものです。

次に10ページです。こちらにつきましては、先ほど説明させていただいた技術検定の実務経験要件の内容です。その中で、1級につきましては、例えば高等学校とか2級の技術検定の合格者は※の2から4と書いてありますが、高度な経験を積んだ場合は2年間短縮することが可能としております。

次、11ページになりますが、その短縮措置のことが具体的に記載されているということで、高等学校卒業の方などはかなり長い実務経験が必要ということになっておりますが、例えば専任の主任技術者の実務経験が1年以上ある者については、ある一定の条件のもと、短縮措置というのも講じているところがございます。

次、12ページですが、こちらにつきましては実際の出題例ということで、令和元年の土木1級の実地試験の問題で、経験記述の論文の試験の内容になっております。設問1ということで赤く囲ったところですが、「あなたが経験した土木工事について記述してください」と記載しておりまして、青のところ、実際の実務経験の概要とか、一番下の設問2では、品質管理の例として、例えば技術的課題

を解決するために検討した項目と検討理由及び検討内容などを記載するよう
という問題を出しているということでございます。

その次のページ以降は各工事の内容になります。基本的には同じ内容となっ
ております。なお、実地試験の問題につきましては、これらの問題も含めて、こ
ちらの参考資料のキングファイルの三つ目にとじてあります。実地試験の問題とい
うことで、土木をはじめ各分野の試験の問題を参考につけさせていただいていま
す。資料3につきましては以上でございます。

続けて、資料4「検討の視点(案)」ということでご説明させていただきます。
今までは現状とか意義を説明させていただきましたが、これらの状況を踏まえて、
事務局としてこうではないかということでもとめたものでございます。

まず1ページの「実務経験不備事案の原因」と書いているところですが、大き
く三つの段階で検討する必要があるのではないかと考えております。一つ目とし
ては受検前、二つ目として受検の申請・審査時、三つ目として受検時というこ
とでございます。

下の図を見ていただければと思いますが、赤の証明者(企業)、証明する側と
しましては、まず受検前であれば、実務情報の記録・管理というところで「管理
不足」と赤い太文字で書かせていただいておりますが、例えば社員の実務情報を適
切に管理していないという問題点があるのではないかとということです。また、二
つ目の受検申請・審査時のところでは、証明者として「確認不足」と書かせてい
ただいておりますが、実際に受検者の実務経験を確認できる仕組みがない、社会、
会社、個人の証明に頼っているというところでは

また、受検者(個人)につきましては②のところに整理させていただいていま
すが、「理解不足」ということで、実務経験の算定方法への理解が不十分ではな
いかという問題点があるんじゃないかということです。

また、審査者側というところで、一番下、「確認困難」とありますが、受検申
請から合格発表まで、限られたスケジュールの中での詳細な審査が難しいとい
う点も挙げられるのかなということでございます。

また、受検者(個人)につきましては、受検時ですが、対策本の模範解答など
の勉強で、経験記述の論文などはそれで実際に解答ができてしまうという状況も
可能性としてあるのではないかと考えているところでございます。

では具体的な実施方法の検討が、その次のページです。たたき台と記載して
おりますが、先ほどの各段階についてまとめさせていただいております。まず「視
点1. 社員の適切な実務情報の記録・管理のあり方」ですが、受検者の実務状況
の記録・管理が不十分というところについては、実務経験を確認するための実務
状況の記録・管理のあり方の検討をまずすべきではないか。証明者への対策とい
うことです。

次に、「視点2. 実務経験の適正な申請・証明のための確認方法と不正申請の抑止策」ですが、一つ目、受検者は実務経験の算定方法の理解が不十分というところについては、受検者が実務経験を確認しやすい方法を検討することが必要ではないかということです。

先ほどの実務経験の証明のところ、個人と会社の所属先の証明ということで紹介させていただきましたが、証明者が旧所属企業での実務経験を確認する仕組みはないということで、実務経験の確認のあり方、それをチェックする方法の検討が必要ではないかとさせていただいています。

次に、三つ目の●（丸）になりますが、審査者は複数の試験を担当していて、多くの受検者の実務経験の詳細までの審査に限界があるという状況もあるということで、できるだけ効率的かつ着実な審査事務につながる受検申請方法のあり方の検討が必要ではないかということでございます。

最後、こちらは先ほどの表にはありませんでしたが、そもそも不正申請をした場合の抑止策の必要性ということです。例えばそういうのが見つかった場合のペナルティによる抑止などについても検討が必要ではないかとさせていただいています。

受検時のところですが、「視点3. 実務経験に基づく能力の評価方法」です。実地試験は現場での知識・ノウハウ等を問う試験としておりますが、実務経験に不備があっても対策本など模範解答で合格する可能性も指摘されているところで、そこについては、現場の経験がより確認できる試験問題・方法のあり方の検討が必要ではないかとさせていただいています。検討の視点については以上でございませう。

最後に（資料5）、「今後の進め方について」でございませう。裏をめくっていただいで、1ページ、今後のスケジュールとして考えているものです。本日は第1回というところで、今回は実務経験不備事案の概要及び原因等の把握、また技術検定制度の概要、検討の視点（案）とさせていただきます。

次回は第2回ということで、8月31日を予定しております。不正防止対策についてということで、具体的な対応について検討を進めたいと考えております。第3回は10月上旬と書いておりますが、こちらで再度、2回目の不正防止対策についてということで検討を行った上で、検討会としての提言の骨子案を示すことができると考えております。第4回は10月下旬ということで、提言、今後の検討課題ということで実施させていただいで、令和3年度の実検につなげていくということで考えているところでございませう。

長くなりましたが、以上でございませう。

（ 傍聴者退席 ）